

住宅改修費の支給について

住宅改修費とは？

介護保険では、要支援・要介護の認定を受けた方が原則として被保険者証の住所の住宅で小規模な住宅改修を行なった場合、その費用の9割～7割を支給します。

支給の限度額は原則として1人20万円（支給額は9割の18万円、8割の16万円または7割の14万円）です。

着工の許可を受けてから住宅改修を行わなければ保険給付の対象とはなりません。

住宅改修費の支給を受けるまでの手順

① 事前に担当のケアマネジャー等に相談し、住宅改修の理由書を書いてもらう



② 住宅の所有者が本人ではない場合、住宅改修の承諾書をもらう



③ 施行業者に工事を依頼する
改修前の写真を撮っておく（日付の入ったもの）



④ 事前申請書類を揃えて市役所へ事前申請する。



⑤ 完成後、必要書類をそろえて市役所に住宅改修費の支給申請をする



⑥ 申請の翌月、ご本人（受領委任払の場合は施工業者）の口座に9割～7割分が振り込まれます

◆ケアマネジャーが決まっていない場合はまずケアマネジャーを決めてください。

◆所有者が家族であっても必要です。
◆本人が所有者の場合は必要ありません。

◆施行業者は自由に決めてください。
◆支給の申請の際に必要なとなりますので写真は必ず撮ってください。
◆本人または家族等が工事をした場合は材料費のみ支給されます。

◆必要書類については裏面をご覧ください。
◆申請の手続きは家族やケアマネジャーなどが代行できます。

◆必要書類については裏面をご覧ください。
◆申請の手続きは家族やケアマネジャーなどが代行できます。

◆工事の内容が対象であることを審査し、上限額の範囲内で支給されます。

住宅改修についてのご相談は、担当のケアマネジャーか市役所介護高齢福祉課（0155-65-4151）までお願いします。

支給対象となる住宅改修

住宅改修費の支給を受けることのできる工事は次のように決められています。

<p>①手すりの取り付け</p> <p>住宅の壁などに手すりを取り付ける工事。</p> <p>※床に置いたり、浴槽に挟んだりするものは対象外です。 (→福祉用具)</p>	<p>②段差の解消</p> <p>床の段差や通路の傾斜を解消するためにスロープを取り付けたり敷居を取り外す工事など。</p> <p>※工事を伴わないスロープや浴室にすのこを置くことは対象外です。 (→福祉用具)</p>	<p>③床や通路面の材料の変更</p> <p>移動を円滑にするため畳から板張りに変えたり、床を滑りにくい材質に変える工事など。</p> <p>※浴室の床に置く滑り止めマットなどは対象外です。</p>
<p>④引き戸などへの扉の取り替え</p> <p>開き戸を、引き戸や折り戸などに取り替えたり、<u>妨げとなる扉の撤去</u>、<u>ドアノブや戸車</u>を変更する工事など。</p> <p>※自動ドアにした場合、動力装置の部分は支給の対象外です。</p>	<p>⑤洋式便器などへの便器の取り替え</p> <p>和式便器を洋式便器に取り替えたり、洋式便器の高さを変えたり、便器の位置・向きを変更する工事など。</p> <p>※ポータブルトイレなどは対象外です。 (→福祉用具) ※暖房便座や洗浄機能のみを付加することは対象外です。</p>	<p>⑥その他①～⑤に付帯する工事</p> <p>手すり取付のための下地補強や、<u>スロープの設置に伴う転落防止柵の設置</u>、<u>便器取替えのための配管工事</u>など。</p> <p>※住宅の増築や便器の取替え時に水洗化する事は対象外です。</p>

支給申請に必要な書類

①住宅改修費支給申請書	申請書はすべてご本人のお名前でご記載してください。住所、申請者名、金額の訂正は申請者の訂正印が必要です。 また、ご本人（受領委任払の場合は施工業者）の銀行口座を記入してください。
②工事の領収書	ご本人名義のものに限ります。コピーの場合は窓口で原本を提示してください。
③工事の見積書（内訳書）	工事の箇所ごとに、材料費、工賃、諸経費などを詳しく記載したもの。
④住宅改修の承諾書	住宅の所有者がご本人以外の場合必要です。
⑤住宅改修の理由書	ケアマネジャー等が記載したものとなります。
⑥改修の前と後の写真	工事の箇所ごとに、改修の前と後の日付の入ったものとし、改修後の写真は改修前の写真と同方向からの撮影をお願いします。 ※写真等ではわからない場合、設計図等を提出していただく場合があります。

※事前申請の必要書類：①③④⑤⑥

（完成後の）支給申請の必要書類：②③⑥及び事前申請時に交付する事前申請確認書（原本）

介護保険以外の住宅改修

帯広市では、「帯広市ユニバーサルデザイン住宅改造資金補助」の制度もあります。詳しくは帯広市役所建築開発課（直通 65-4179）にお問い合わせ下さい。